

令和4年度

下水道管渠埋設工事測量設計業務委託

特記仕様書

箕輪町水道課

公共下水道測量設計委託  
特記仕様書

[ I ] 総 則

1. 業務の目的

本業務は、箕輪町公共下水道工事の設計委託業務（以下「業務」という）に対して、業務条件提示書に示す委託対象地域の工事を実施するために必要な資料作成を行うことを目的とする

業務は実施設計及び精算設計となり、この仕様書に基づいて履行しなければならない。ただし、特別な使用については業務条件提示書に定める事項に従い履行すること。

2. 費用の負担

業務の検査等に伴う必要な費用は、この仕様書に明記の無いものであっても原則として受注者の負担とする

3. 法令等の遵守

受託者は、業務の実施にあたり、関連する法令等を遵守しなければならない。

4. 中立性の保持

受託者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持するよう努めなければならない。

5. 秘密の保持

受託者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

6. 許可申請

受注者は、工事に必要な許可申請（占用許可等）に関する資料作成を遅滞することなく行わなければならない

7. 提出書類

受注者は、業務の着手前に業務計画書を提出し承諾を得なければならない。業務計画書は次の事項について記載するものとする。

- (1) 業務の内容
- (2) 作業の手順及び方法

- (3) 工程表
- (4) 業務分担と技術者名
- (5) 打合せ予定日と主要打合せ事項

なお、承認された事項を変更しようとする時は、その都度協議しなければならない。

## 6. 成果品の審査

- (1) 受託者は、業務完了時に委託者の成果品審査を受けなければならない。
- (2) 審査において訂正を指示された箇所は、直ちに訂正しなければならない。
- (3) 業務の完了後において、明らかに受注者の責による業務の瑕疵があった場合は、ただちに訂正を行わなければならない

## 7. 引渡し

成果品の審査合格後、仕様書に指定された提出図書一式を納品し、委託者の検査員の検査をもって業務の完了となる。

## 8. 証明書の交付

必要な証明書及び申請書の交付は、受注者の申請による。

## 9. 疑義の解釈

仕様書に定める事項について、疑義を生じた場合、又仕様書に定めの無い場合は、委託者、受託者協議の上これを定めること。

# [II] 調査

## 1. 流域調査

本設計対象流域を踏査し、地勢・環境等を調査し、計画路線の現地を十分に把握しなければならない

## 2. 資料の収集及び調査

業務上必要な資料・地下埋設物及びその他の支障物件（電柱、架空線等）については、関係官公署・企業等において十分に調査しなければならない。

### 3. 涉外事務

受注者は、調査設計等受託作業に必要な渉外事務を行わなければならない。ただし、受注者の責任において解決できない場合は監督員と協議する。なお、渉外事務の記録は詳細に明記し、隨時報告すると共に業務完了時に提出しなければならない。

## [III] 設計一般

### 1. 一般事項

- (1) 業務の実施に当たり、受託者は係員と常に連絡を取り、連絡事項をその都度記録し、打合せの際相互に確認しなければならない。
- (2) 業務着手時及び主要な区切りの時は、受託者と委託者は打合せを行うものとし、その結果を記録し相互に確認しなければならない。

### 2. 設計基準等

設計にあたっては、発注者の指定する図書及び、この仕様書「[VII] 準拠すべき図書」に基づき、設計業務を行わなければならない。

### 3. 設計上の質疑

設計上質疑を生じた場合は、監督員と協議の上これらの解決に当らなければならぬ。

### 4. 設計の資料

設計の計算根拠・資料等は、全て明確に整理して提出しなければならない。

### 5. 業務計画図書の確認

受注者は、流域踏査等の調査後に設計対象流域にかかる地形計画書の確認をしなければならない。

### 6. 参考資料の貸与

発注者は業務に必要な下水道計画図書・在来管資料・道路台帳等の資料を所定の手続きによって貸与する。

### 7. 参考文献等の明記

業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献資料名を明記しなければならない。

## [IV] 設計細則

### 1. 設計図の作成

主要な設計図は、下記により作成することとし、図面作成完了時には監督員の承認を受けなければならない。

1	位置図 (S=1 : 2,500)	地形図に施工箇所を記入する。
2	系統図 (S=1 : 10,000)	設計対象流域について事業計画の配水施設平面図より作成すること。
3	施設平面図 (S=1 : 500)	施工箇所の管渠の平面位置・形状・管径・勾配・路線番号・区間距離・マンホール・取付管等付属施設・補助工法区間等を記入し、隣接構造物・家屋その他構造物と明確に区分できるようとする。また地下埋設物の位置も正確に記入する。
4	詳細図 (S=1 : 100)	地下埋設物の輻轡箇所・伏せ越し箇所・標準布設位置以外に埋設する場合等の詳細が必要な箇所に対して作成する。
5	縦断図 (縦 S=1 : 100) (横 S=1 : 500)	施設平面図と同一記号を用いて次の事項を記入する。管渠の位置・形状・管径・勾配・平面図との対象番号・区間距離・追加距離・管底高及び土被り、マンホールの位置及び種類、横断する河川・暗渠・埋設物の記簿名称高さ等。
6	横断図 (S=1 : 50～100)	次の事項について記入する。道路幅員の拡幅、または縮小箇所、構造図の断面変化・地下埋設物の位置・種別の変化等を生ずる箇所は必要に応じて断面図を作成すること。また道路両側の擁壁・石垣等、工事の施工によって受ける影響を受けることが心配される場合も作成すること。記入事項は側溝・地下埋設物・家屋・計画構造物・土留め・現地盤・計画地盤・電柱・街路樹・地上支障物件等とする。
7	構造図 (S=1 : 10～100)	発注者の下水道標準図によるものは作成しないが、特殊構造の物は施設平面図・縦断図と同一記号を用いて構造物を作成する。
8	その他	工事許可申請書の図面・仮設図面等工事施工に際して打ち合せ、または申請のために必要な図面等で監督員が指示するもの。

### 2. 構造計算

構造計算、仮設計算にあたっては、工程表・施工方法・概算工事費・仮設図面等施工上必要な事項については、監督員と協議のうえ提出しなければならない。

## [V] 審査

### 1. 審査の目的

受注者は技術資料等の諸情報を活用し十分な比較検討を行うことにより、質の高い業務を確保しなければならない。

### 2. 審査事項

受注者は設計全般にわたり以下に示す事項について、審査を実施しなければならない。

- (1) 基本条件の確認内容について
- (2) 比較検討の方法及びその内容について
- (3) 設計計画（構造計画・仮設計画等）について
- (4) 計算書（構造計算書・容量計算書・数量計算書）について
- (5) 計算書と設計図の整合性について

## [VI] 提出図書

### 1. 提出図書

提出部数は製本2部と電子データ1部とする。電子納品の仕様については、国土交通省の電子納品のガイドライン及び要領・基準（最新版は国土技術政策総合研究所ホームページ）に基づくものとする。なお、電子媒体はCD-Rとする。

- (1) 設計書（金入・閲覧）
- (2) 数量計算書
- (3) 構造計算書
- (4) 設計根拠
- (5) 積算資料
- (6) 流速及び流量計算表
- (7) 比較検討書
- (8) 設計図面（原図1部と縮小版1部を別に提出）
- (9) 打合わせ記録簿
- (10) 土地調査資料
- (11) 埋設管調査資料
- (12) 申請等に関する資料

## 2. 設計図面

設計図面は以下のとおりとする。

- (1) 系統図
- (2) 平面・縦断・横断図
- (3) マンホール構造図
- (4) 取付管図
- (5) 埋戻し図
- (6) 空伏図
- (7) 参考仮設図（地盤改良、土留め、覆工、排水）
- (8) 附帯工（舗装復旧、水路復旧、管防護）

## [VII] 準拠すべき図書

常に最新版を使用すること。

### 1. 全体計画

- (1) 下水道施設設計指針と解説（日本下水道協会）
- (2) 下水道維持管理指針（日本下水道協会）
- (3) 水理公式集（土木学会）
- (4) コンクリート標準仕様書（土木学会）
- (5) 道路橋下部構造設計指針（日本道路協会）
- (6) 土木工学ハンドブック（土木学会）
- (7) 土質工学ハンドブック（土木学会）
- (8) 道路技術基準（国土交通省）
- (9) 道路構造令、同解説と運用（国土交通省、日本道路協会）
- (10) 道路占用許可基準（各道路管理者）
- (11) 建設工事公衆災害防止対策要綱・解説（国土交通省）
- (12) 日本下水道協会規格（日本下水道協会）
- (13) 下水道実施設計要領（長野県下水道公社）

### 2. 地盤改良計画

- (1) 薬液注入方法の設計・施工指針（日本薬液注入協会）
- (2) 薬液注入工法による建設工事の施工に関する暫定指針（国土交通省）

### 3. マンホール形式ポンプ場

- (1) 下水道施設計画・設計指針と解説（日本下水道協会）
- (2) 下水道マンホールポンプ施設技術マニュアル（(財) 下水道新技術推進機構）

(3) 下水道実施設計要領（開削工編）（長野県下水道公社監修）

[VIII] その他

1. 業務の担当者

本業務を担当する者は、長野県内の本店・支店及び営業所の所属者（常駐者）とすること。